

(別紙第 1)

裁判官会議資料
(12月19日開催)

【総局会議・裁判官会議配布資料】

平成25年度における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、
代理順序及び裁判事務の分配等について

平成25年度における最高裁判所の各小法廷の裁判官の配置、裁判官に差し支え
があるときの代理順序、各小法廷に対する裁判事務の分配及び各法廷の開廷日割り
を次のとおり定める。

第1 裁判官の配置

第一小法廷

裁判官	櫻	井	龍	子
裁判官	金	築	誠	志
裁判官	横	田	尤	孝
裁判官	白	木		勇
裁判官	山	浦	善	樹

第二小法廷

裁判官	竹	崎	博	允
裁判官	竹	内	行	夫
裁判官	千	葉	勝	美
裁判官	小	貫	芳	信
裁判官				

第三小法廷

裁判官	田	原	陸	夫
裁判官	岡	部	喜代	子
裁判官	大	谷	剛	彦
裁判官	寺	田	逸	郎
裁判官	大	橋	正	春

第2 裁判官の代理順序

- 1 第一小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）又は第三小法廷の裁判官が、第二小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第三小法廷の裁判官又は第一小法廷の裁判官が、第三小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第一小法廷の裁判官又は第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）が、順次これを代理する。
- 2 大法廷において最高裁判所長官に差し支えがあるときは、他の裁判官が、席次の順序に従ってこれを代理する。

第3 裁判事務の分配

- 1 事件は、種類ごとに、次の比率によって順次各小法廷に分配する。

第一小法廷	10
第二小法廷	9
第三小法廷	10

ただし、裁判官（最高裁判所長官を除く。）が定年により退官する場合は、その退官の日の2箇月前から後任裁判官配置までの間、また、その後任として新たに裁判官が就任する場合は、その就任の日から1箇月の間、当該裁判官が配置されている各小法廷に対する事件分配の比率を2減ずる。

- 2 大法廷がした裁判に対する再審事件は、順次各小法廷に分配する。小法廷がした裁判に対する再審事件は、その小法廷に分配する。
- 3 小法廷で差し戻した事件又は小法廷で高等裁判所の差戻し判決を是認した事件の判決に対する上告事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員が当該事件の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 4 小法廷の民事に関する裁判官の除斥又は忌避の申立て事件及び小法廷の刑事に関する裁判官の忌避又は回避の申立て事件は、当該裁判官の配置された小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、刑事訴訟法第24条の規定により忌避の

申立てを却下する場合は、この限りでない。

- 5 小法廷がした裁判の違法を理由とする国家賠償請求事件及びその裁判に関与した裁判官を被告とする損害賠償請求事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員がその裁判の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 6 一つの法廷に分配した事件に関連する事件は、その法廷に分配することができる。
- 7 一つの法廷に分配した事件が他の法廷の取扱事件と関連するため併せて審理裁判することが便宜であるときは、関係法廷の裁判官の協議により、一つの法廷において併せて審理裁判することができる。
- 8 各小法廷の未済事件は、当該小法廷で引き続き取り扱う。

第4 開廷日割り

大法廷	水曜日
第一小法廷	月曜日・木曜日
第二小法廷	月曜日・金曜日
第三小法廷	火曜日・金曜日

第5 夏期における休廷等

- 1 各小法廷の夏期における休廷期間及びこれに伴う要急事件の分配停止期間は別表のとおりとする。
- 2 別表記載の夏期における休廷期間中又はその直前に、特に迅速な処理が必要と認められる事件が係属することが見込まれるときは、全小法廷の一致した意見により、その事件を分配すべき小法廷を定めることができる。

(別表)

	休 廷 期 間	要 急 事 件 分 配 停 止 期 間	
		民 事 人 身 保 護 事 件 強 制 執 行 停 止 事 件	刑 事 勾 留 事 件 上 告 受 理 事 件
第三小法廷	7月21日(日) } 8月9日(金)	左 記 期 間 中	7月16日(火) } 8月4日(日)
第一小法廷	8月1日(木) } 8月20日(火)	左 記 期 間 中	7月27日(土) } 8月15日(木)
第二小法廷	8月11日(日) } 8月30日(金)	左 記 期 間 中	8月6日(火) } 8月25日(日)